



2025年6月20日

各 位

会 社 名 伊 藤 忠 商 事 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長ＣＯＯ 石 井 敬 太
(コード番号 ８００１ プライム市場)
問合せ先 ＩＲ部長 原 田 和 典
(ＴＥＬ． ０３－３４９７－７２９５)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」という。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2025年7月18日
(2) 処分する株式の 種 類 及 び 数	当社普通株式 314,225 株
(3) 処 分 価 額	1株につき7,514円
(4) 処 分 総 額	2,361,086,650円
(5) 処分先及びその人数 並びに処分する 株 式 の 数	当社の取締役（社外取締役を除く） 6名 223,140株 当社の執行役員（※1） 19名 72,605株 当社の上席執行理事（※2） 6名 18,480株 ※1 取締役を兼務する執行役員、女性執行役員特例措置制度に基づく 執行役員、2025年度の新任執行役員及び国内非居住者である執行 役員を除く。 ※2 国内非居住者を除く。
(6) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法に基づく臨時報告書を提出 しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2025年3月19日開催の取締役会において、役員報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、役員の中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を更に高めるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役、執行役員及び上席執行理事（社外取締役及び国内非居住者を除く。以下「取締役等」と総称する。）に対する新たな業績連動型株式報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入することを決議しました。また、2025年6月20日開催の第101回定時株主総会において、本制度に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対して支給する報酬は、毎事業年度を対象として、当社の取締役会が予め定めた業績等に応じた①当社の普通株式あるいは、②当社の普通株式を取得するための現物出資財産としての金銭債権とし、その総額は年額30億円以内、対象取締役に対して発行又は処分をされる普通株式の総数は年30万株以内とすること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間は、当社と対象取締役との間で締結される譲渡制限付株式割当契約により割り当てを受けた日より、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した直後の時点までの間とすること等につき、ご承認をいただいております。

ります。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

本制度は、当社が、取締役等の報酬等として金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せずに当社普通株式の発行又は処分を行う方法（以下「無償交付」という。）又は取締役等に対して報酬等として金銭債権を支給し、取締役等が当該金銭債権の全部を現物出資財産として給付して、当社普通株式の発行又は処分を受ける方法（以下「現物出資交付」という。）により、対象取締役に対し当社普通株式の発行又は処分をする制度ですが、当該発行又は処分に当たっては、当社と取締役等との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①取締役等は、一定期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得することなどが含まれることといたします。

なお、取締役等への割当が無償交付による場合、取締役等は、当社の普通株式について発行又は処分を受けるに当たり、当該普通株式と引換えにする現物出資財産としての金銭債権の払込みを要しないものといたします。その1株当たりの当社普通株式の額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける取締役等に特に有利な金額としない範囲において、取締役会において決定します。

また、取締役等への割当てが現物出資交付による割当ての場合、当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける取締役等に特に有利な金額としない範囲において、取締役会において決定します。

【第101期事業年度に係る譲渡制限付株式報酬】

本制度に基づく当社の第101期事業年度の譲渡制限付株式報酬の支給については、本日開催の取締役会において、支給対象となる役員に対し現物出資交付により当社普通株式の処分をする方法にて行うこととした上で、本制度の目的、当社の業況、各取締役等の職責の範囲及び諸般の事情を勘案した上で、金銭債権合計2,361,086,650円（以下「本金銭債権」という。）、普通株式314,225株を付与することといたしました。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である取締役等31名は、2025年3月末日で終了する事業年度を業績評価期間として、当該事業年度の当期純利益（連結）に応じた業績連動型譲渡制限付株式報酬として付与された本金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について処分を受けることとなります。本自己株式処分において、当社と取締役等との間で締結される譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）の概要は、下記3.のとおります。

3. 本割当契約の概要

（1）譲渡制限期間

2025年7月18日から当社の取締役、執行役員又は上席執行理事のいずれの地位をも退任した直後の時点までの間

（2）譲渡制限の解除条件

取締役等が譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役、執行役員又は上席執行理事のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。

（3）譲渡制限期間中に、取締役等が任期満了その他の正当な事由により退任した場合の取扱い

取締役等が、当社の取締役、執行役員又は上席執行理事のいずれの地位をも任期満了その他の正当な事

由（死亡による退任を含む。）により退任した場合には、当該退任した時点において保有する本割当株式の全部について、取締役等の退任の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。

（４）当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記（３）で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当社は当然に無償で取得する。

（５）組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の全部について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。また、本譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

（６）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、取締役等が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各取締役等が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結している。また、取締役等は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

４．払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本自己株式処分は、本制度に基づく当社の第101期事業年度の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭債権を出資財産として行われるものです。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2025年6月19日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である7,514円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な金額には該当しないものと考えております。

以 上